

わたSHIGA輝く国スポ東近江市競技別リハーサル大会

ふるまい協力団体募集要項

1 趣旨

この要項は、全国から訪れる選手・監督をはじめとする来場者へのおもてなしとして、郷土料理や地元食材を使った料理、特産品を提供し、東近江市の魅力を発信するために設置する「おもてなし無料ふるまいコーナー（以下「ふるまいコーナー」という。）」の運営及びふるまい料理等を提供するグループ、団体（以下「協力団体」という。）の募集について必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所及び出店予定時間

ふるまいコーナーの設置場所及び出店予定時間は次のとおりとする。

競技名	設置場所（競技会場）	出店予定時間
ソフトボール	東近江市総合運動公園	令和6年9月14日（土） 午前9時～午後4時
サッカー	東近江市能登川グラウンド	令和6年10月19日（土） 午前10時～午後4時

3 ふるまいの提供内容

ふるまいコーナーで次のいずれかのものを無料で提供するものとする。

- (1) 郷土料理
- (2) 市内食材を使った料理
- (3) 市内特産品
- (4) 市に馴染みのある料理・菓子等
- (5) 実行委員会が認めるもの

4 ふるまいの提供方法

- (1) 対象者 選手・監督等の大会関係者及び一般観覧者
- (2) 数量 1競技会場1日当たり1品～2品 1品当たり200食程度とする。
- (3) 場所 競技会場ごとに設置する「ふるまいコーナー」
- (4) 提供日 期間中、一日を単位として、協力団体からの申請内容をもとに実行委員会が調整するものとする。

5 食材及び資材の準備

ふるまい品の提供に必要な食材、容器等（割り箸など提供時に必要なものを含む）の資材及び調理

に必要な器具、衛生用品、その他ふるまい品の提供に必要なものの調達は協力団体が準備する。

6 運営設備

出店に伴う設備等のうち、テント、机、椅子については、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、協力団体が準備するものとする。実行委員会が設営する「ふるまいコーナー」の設備は次のとおりとする。

なお、実行委員会の出店許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する協力団体にあつては、実行委員会に申出をするとともに、ブース内に必ず消火器（使用期限内に限る。）を設置しなければならない。

7 経費負担

- (1) ふるまいの提供に係る経費は、各競技会場の協力団体ごとに一日の実費相当額を実行委員会が負担する。ただし上限 60,000 円とし、超えた額は協力団体の負担とする。
- (2) 日当等の人件費及び交通費は、協力団体の負担とする。

8 費用の支払方法等について

- (1) ふるまい実施決定通知書を受けた協力団体は、ふるまい実施計画書を作成し、実行委員会が定める日までに実行委員会に提出する。
- (2) ふるまい実施当日までに、協力団体はふるまい従事者名簿を作成し、実行委員会に提出する。
- (3) ふるまいの提供後、協力団体はふるまい実績報告書を作成し、実行委員会に提出する。なお、領収書が添付できない材料等に係る費用については、ふるまい材料精算書を提出する。
- (4) 実行委員会はふるまい実績報告書を精査の上、協力団体から提出された請求書によりふるまいの提供にかかった費用を協力団体に支払う。

9 遵守事項

- (1) 衛生上の理由から、会場では簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ下処理されたものを搬入した上で、直前に加熱処理を行う程度とする。
- (2) 食材の芯まで加熱処理されていない生もの（刺身等）は、提供不可とする。
- (3) アルコール飲料及びアルコール成分を多量に含むものは、提供不可とする。
- (4) 食品、器具・容器包装、従事者及び調理者の衣服等の衛生管理は、協力団体が徹底すること。
- (5) 食品衛生関連法令等やわた S H I G A 輝く国スポ東近江市食品衛生対策要項（別紙 1）を遵守すること。

10 応募条件

次の条件をすべて満たす協力団体とする。

- (1) 東近江市内で活動する団体等であること。
- (2) 会場に責任者を置き、統括・運営ができること。

11 応募方法

「(様式第 1 号) わた S H I G A 輝く国スポ東近江市ふるまい協力団体申請書」に必要な

事項を記入し、実行委員会事務局に持参又は郵送で提出するものとする。

12 募集期間

令和6年7月8日（月）～令和6年7月29日（月）

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで。（土曜日、日曜日、祝日除く。）

※郵送の場合は、受付期間内に必着とする。

13 協力団体の決定

ふるまい提供の決定は、ふるまい提供決定通知書をもって、協力団体に通知する。ふるまい実施計画書、従事者名簿等その際に同封する。

14 保険

ふるまいコーナーの運営に関する生産物賠償責任保険は、実行委員会が加入する。

15 その他

(1) デモンストレーション競技及び公開競技におけるふるまいについても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) ふるまいの内容、提供方法等については、実行委員会と協議しながら適切に実施するものとする。

16 提出先及び問合せ先

(1) 持参の場合

滋賀県東近江市八日市緑町27番17号

（旧東近江農業管理センター1階）

(2) 郵送の場合

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会事務局

（東近江市文化スポーツ部国スポ・障スポ総務課内）

担 当 森田、志田

電 話 0748-24-5676

I P 050-5801-5690

F A X 0748-24-5667

メール kokusupo-somu@city.higashiomi.lg.jp